

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月14日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
新潟	(略)			新潟	(略)		
警察署	女池交番	新潟市中央区女池南3丁目	新潟市中央区のうち愛宕1・2・3丁目、 <u>上沼</u> 、大島、親松、神道寺、神道寺1・2・3丁目、神道寺南1・2丁目、小張木、小張木1・2・3丁目、桜木町、鳥屋野、鳥屋野南1・2・3丁目、鳥屋野1・2・3・4丁目、美咲町2丁目、女池、女池1・2・3・4・5・6・7・8丁目、女池上山1・2・3・4・5丁目、女池北1丁目、女池神明1・2・3丁目、女池東1丁目、女池西1・2丁目、女池南1・2・3丁目、和合町1・2・3丁目、 <u>久蔵興野</u> 、 <u>湖南</u> 、 <u>鐘木</u> 、 <u>太右エ門新田</u> 、 <u>高美町</u> 、 <u>俵柳</u> 、 <u>鍋瀧新田</u> 、 <u>祖父興野</u>	東警察署	女池交番	新潟市中央区女池南3丁目	新潟市中央区のうち愛宕1・2・3丁目、 <u>上沼の一部(旧鳥屋野)</u> 、 <u>大島</u> 、 <u>親松(旧太右エ門新田を除く。)</u> 、神道寺、神道寺1・2・3丁目、神道寺南1・2丁目、小張木、小張木1・2・3丁目、桜木町、鳥屋野、鳥屋野南1・2・3丁目、鳥屋野1・2・3・4丁目、美咲町2丁目、女池、女池1・2・3・4・5・6・7・8丁目、女池上山1・2・3・4・5丁目、女池北1丁目、女池神明1・2・3丁目、女池東1丁目、女池西1・2丁目、女池南1・2・3丁目、和合町1・2・3丁目
	(略)				(略)		
	弁天橋交番	新潟市中央区弁天橋通1丁目	新潟市中央区のうち姥ヶ山、姥ヶ山1・2・3・4・5・6丁目、京王1・2・3丁目、高志1・2丁目、清五		中山交番	新潟市東区中山6丁目	新潟市中央区のうち紫竹1丁目、本馬越1・2丁目、山木戸 新潟市東区のうち江南1・2・3・4・5・

		郎、長潟、長潟1・2・3丁目、弁天橋通1・2・3丁目、南長潟、美の里、山二ツ、山二ツ1・2・3・4・5丁目、鶺ノ子、亀田早通			6丁目、紫竹山3丁目、紫竹2・3・4・5・6・7丁目、卸新町1・2・3丁目、紫竹、紫竹卸新町、南紫竹1丁目、竹尾、竹尾1・2・3・4丁目、竹尾卸新町、中山1・2・3・4・5・6・7・8丁目
沼垂交番	新潟市中央区沼垂東3丁目	新潟市中央区のうち鏡が岡、西馬越、蒲原町、三和町、天明町、沼垂西1・2・3丁目、沼垂東1・2・3・4・5・6丁目、東万代町、日の出1・2・3丁目、 <u>竜が島1・2丁目、紫竹1丁目、本馬越1・2丁目、山木戸、万代島</u>	沼垂交番	新潟市中央区沼垂東3丁目	新潟市中央区のうち鏡が岡、西馬越、蒲原町、三和町、天明町、沼垂西1・2・3丁目、沼垂東1・2・3・4・5・6丁目、東万代町、日の出1・2・3丁目、 <u>竜が島2丁目</u>
			木戸交番	新潟市東区下木戸1丁目	新潟市東区のうち榎、榎町、山木戸、山木戸1・2・3・4・5・6・7・8丁目、上木戸、上木戸1・2・3・4・5丁目、中木戸、下木戸、下木戸1・2・3丁目、牡丹山1・2・3・4・5・6丁目、はなみずき1・2・3丁目
			山ノ下中央交番	新潟市東区古湊町	新潟市東区のうち大山1・2丁目、北葉町、神明町、末広町、長者町、月見町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島1・2・3丁目、山の下町、臨海町、臨港1丁目
			秋葉交番	新潟市東区秋葉通2丁目	新潟市東区のうち秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、空港西1・2丁目、小金台、宝町、浜谷町、浜谷町1・2丁目、東臨港町、船江町1・2・3丁目、平和町、物見山1・2・3・4丁目、桃山町1・2丁目、臨港町2・3



新潟 中央 警察 署	(略)			
	榎谷小 路交番	(略)		
	新潟 東警 察署	中野山 交番	新潟市 東区東 中島1 丁目	新潟市東区のうち石山 団地、逢谷内の一部(大 石排水路の南側の地 域)、岡山の一部(市道 太平岡山線3号及び岡 山江口線の西側の地 域)、下場、下場新町、 下場本町、猿ヶ馬場、 猿ヶ馬場1・2丁目、 新岡山2丁目、児池、 寺山の一部(大石排水 路の南側の地域)、中 島、中島1・2丁目、 中野山、中野山1・2 ・3・4・5・6・7 ・8丁目、東中島1・ 2・3・4丁目、東中 野山1・2・3・4・ 5・6・7丁目、若葉 町1・2丁目、江南1 ・2・3・4・5・6 丁目、南紫竹1・2丁 目、亀田中島4丁目、 北山、栗山、栗山1・ 2・3・4丁目、石山、 石山1・2・3・4・ 5・6丁目、新石山1 ・2・3・4・5丁目、 東明1・2・3・4・ 5・6・7・8丁目、 もえぎ野1・2・3丁 目、江口、西野
		中山交 番	新潟市 東区中 山6丁 目	新潟市東区のうち紫竹 山3丁目、紫竹2・3 ・4・5・6・7丁目、 卸新町1・2・3丁目、 紫竹、紫竹卸新町、竹 尾、竹尾1・2・3・ 4丁目、竹尾卸新町、 中山1・2・3・4・ 5・6・7・8丁目
	木戸交 番	新潟市 東区下 木戸1 丁目	新潟市東区のうち沼 垂、榎、榎町、山木戸、 山木戸1・2・3・4 ・5・6・7・8丁目、 上木戸、上木戸1・2	

新潟 中央 警察 署	(略)	
	榎谷小 路交番	(略)

		・3・4・5丁目、中木戸、下木戸、下木戸 1・2・3丁目、牡丹山1・2・3・4・5 ・6丁目、はなみずき 1・2・3丁目
大形交番	新潟市東区大形本町5丁目	新潟市東区のうち石動、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、逢谷内(大石排水路の南側の地域を除く。)、逢谷内1・2・3・4・5・6丁目、大形本町、大形本町1・2・3・4・5・6丁目、岡山(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域を除く。)、材木町、津島屋、津島屋1・2・3・4・6・7・8丁目、寺山(大石排水路の南側の地域を除く。)、寺山1・2・3丁目、中興野、一日市、本所、本所1・2・3丁目、木工新町、柳ヶ丘、豊1・2・3丁目
山ノ下中央交番	新潟市東区古湊町	新潟市東区のうち大山1・2丁目、北葉町、神明町、末広町、長者町、月見町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島1・2・3丁目、山の下町、臨海町、臨港1丁目
秋葉交番	新潟市東区秋葉通2丁目	新潟市東区のうち秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、空港西1・2丁目、小金台、宝町、浜谷町、浜谷町1・2丁目、東臨港町、船江町1・2・3丁目、平和町、物見山1・2・3・4丁目、桃山町1・2丁目、臨港町2・3丁目
河渡交番	新潟市東区河渡本町	新潟市東区のうち王瀬新町、上王瀬町、鷗島町、河渡(河渡甲を除く。)、河渡1・2・3

			丁目、河渡本町、小金町1・2・3丁目、白銀1丁目、新松崎1・2・3丁目、錦町、藤見町1・2丁目、松崎、松崎1・2丁目、松園1・2丁目、松和町、有楽1丁目
太平交番	新潟市東区太平2丁目		新潟市東区のうち幸栄1・2・3丁目、河渡の一部（河渡甲）、河渡新町1・2丁目、向陽1・2・3丁目、下山1・2・3丁目、白銀2丁目、新川町、太平1・2・3・4丁目、津島屋5丁目、根室新町、松浜町、有楽2・3丁目
新潟空港警備派出所	新潟市東区松浜町		新潟市東区のうち国土交通省新潟空港の地域

(略)

江南警察署	亀田駅前交番	新潟市江南区東船場1丁目	新潟市江南区のうち曙町1・2・3・4・5丁目、旭1・2・3・4丁目、泉町1・2・3・4・5丁目、稲葉1・2・3丁目、鶉ノ子、鶉ノ子1・2・3・4・5丁目、梅見台1・2・3丁目、荻曾根、荻曾根1・2・3・4・5丁目、亀田、亀田東町1・2・3・4丁目、亀田大月1・2・3丁目、亀田向陽1・2・3・4丁目、亀田新明町1・2・3・4・5丁目、亀田水道町1・2・3・4・5丁目、亀田中島1・2・3・4丁目、亀田緑町1・2・3・4丁目、亀田本町1・2・3・4丁目、亀田四ツ興野1・2・3・4・5丁目、北山、五月町1・2・3丁目、早苗1・2・3・4丁目、
-------	--------	--------------	--


(略)

江南警察署	亀田駅前交番	新潟市江南区東船場1丁目	新潟市江南区のうち曙町1・2・3・4・5丁目、旭1・2・3・4丁目、泉町1・2・3・4・5丁目、稲葉1・2・3丁目、鶉ノ子、鶉ノ子1・2・3・4・5丁目、梅見台1・2・3丁目、荻曾根、荻曾根1・2・3・4・5丁目、亀田、亀田東町1・2・3・4丁目、亀田大月1・2・3丁目、亀田向陽1・2・3・4丁目、亀田新明町1・2・3・4・5丁目、亀田水道町1・2・3・4・5丁目、亀田中島1・2・3・4丁目、亀田緑町1・2・3・4丁目、亀田本町1・2・3・4丁目、亀田四ツ興野1・2・3・4・5丁目、北山、五月町1・2・3丁目、早苗1・2・3・4丁目、
-------	--------	--------------	--

三條岡1・2丁目、城所、城所1・2丁目、城山1・2・3・4丁目、砂岡1・2・3・4・5丁目、砂崩、砂山1・2丁目、諏訪1・2・3丁目、茅野山、茅野山1・2・3丁目、手代山1・2丁目、所島1・2丁目、西町1・2・3・4・5・6丁目、西山、東船場1・2・3・4・5丁目、東本町1・2・3・4・5丁目、日水1・2・3丁目、袋津、袋津1・2・3・4・5・6丁目、船戸山、船戸山1・2・3・4・5丁目、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、元町1・2・3・4・5丁目、山二ツ、栗山、姥ヶ山、亀田ノ内高山

三條岡1・2丁目、城所、城所1・2丁目、城山1・2・3・4丁目、砂岡1・2・3・4・5丁目、砂崩、砂山1・2丁目、諏訪1・2・3丁目、茅野山、茅野山1・2・3丁目、手代山1・2丁目、所島1・2丁目、西町1・2・3・4・5・6丁目、西山、東船場1・2・3・4・5丁目、東本町1・2・3・4・5丁目、日水1・2・3丁目、袋津、袋津1・2・3・4・5・6丁目、船戸山、船戸山1・2・3・4・5丁目、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、元町1・2・3・4・5丁目  
新潟市東区のうち亀田中島4丁目、北山  
新潟市中央区のうち鶴ノ子

<p>弁天橋交番</p>	<p>新潟市中央区 弁天橋通1丁目</p>	<p>新潟市江南区のうち姥ヶ山、清五郎、長潟 新潟市東区のうち南紫竹2丁目 新潟市中央区のうち姥ヶ山、姥ヶ山1・2・3・4・5・6丁目、京王1・2・3丁目、高志1・2丁目、清五郎、長潟、長潟1・2・3丁目、弁天橋通1・2・3丁目、南長潟、美の里</p>
<p>山二ツ交番</p>	<p>新潟市中央区 山二ツ5丁目</p>	<p>新潟市江南区のうち栗山、山二ツ 新潟市東区のうち栗山、栗山1・2・3・4丁目、石山、石山1・2・3・4・5・6丁目、新石山1・2・3・4・5丁目、東明1・2・3・4・5・6・7・8丁目、もえ</p>

大江山 駐在所	新潟市 江南区 大湊	新潟市江南区のうち江 口、大湊、蔵岡、笹山、 三百地、直り山、西野、 細山、松山、 <u>中野山</u>
(略)		
曾野木 交番	新潟市 江南区 曾野木 1丁目	新潟市江南区のうち天 野、天野1・2・3丁 目、祖父興野、嘉木、 亀田工業団地1・2・ 3丁目、下早通1・2 丁目、亀田長湊、長湊 1丁目、早通1・2・ 3・4・5・6丁目、 亀田早通、久蔵興野、 下早通柳田1・2丁目、 鐘木、楚川、曾川、曾 野木1・2丁目、太右 エ門新田、俵柳、泥湊、 鍋湊新田、東早通1・ 2・3・4丁目、丸湊 1丁目、丸湊、丸湊新 田、 <u>清五郎、長湊</u>

		ぎ野1・2・3丁目 新潟市中央区のうち山 二ツ、山二ツ1・2・ 3・4・5丁目
中野山 交番	新潟市 東区東 中島1 丁目	新潟市江南区のうち中 野山 新潟市東区のうち石山 団地、逢谷内の一部(大 石排水路の南側の地 域)、岡山の一部(市道 太平岡山線3号及び岡 山江口線の西側の地 域)、下場、下場新町、 下場本町、猿ヶ馬場、 猿ヶ馬場1・2丁目、 新岡山2丁目、児池、 寺山の一部(大石排水 路の南側の地域)、中 島、中島1・2丁目、 中野山、中野山1・2 ・3・4・5・6・7 ・8丁目、東中島1・ 2・3・4丁目、東中 野山1・2・3・4・ 5・6・7丁目、若葉 町1・2丁目
大江山 駐在所	新潟市 江南区 大湊	新潟市江南区のうち江 口、大湊、蔵岡、笹山、 三百地、直り山、西野、 細山、松山 <u>新潟市東区のうち江 口、西野</u>
(略)		
曾野木 交番	新潟市 江南区 曾野木 1丁目	新潟市江南区のうち天 野、天野1・2・3丁 目、祖父興野、嘉木、 亀田工業団地1・2・ 3丁目、下早通1・2 丁目、亀田長湊、長湊 1丁目、早通1・2・ 3・4・5・6丁目、 亀田早通、久蔵興野、 下早通柳田1・2丁目、 鐘木、楚川、曾川、曾 野木1・2丁目、太右 エ門新田、俵柳、泥湊、 鍋湊新田、東早通1・ 2・3・4丁目、丸湊 1丁目、丸湊、丸湊新 田

横越駐在所	新潟市江南区横越中央2丁目	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野1・2丁目、うぐいす1・2丁目、小杉1・2・3・4・5丁目、小杉、駒込1・2丁目、駒込、平山、藤山1・2丁目、藤山、横越、 <u>横越上町1・2・3・4・5丁目</u> 、横越川根町1・2・3・4・5丁目、横越中央1・2・3・4・5・6・7・8丁目、横越東町1・2丁目	
	(略)		
(略)			
新発田警察署	(略)		
聖籠交番	(略)		
胎内分庁舎所在地		胎内市のうち東本町、大川町、本町、北本町、西栄町、表町、新栄町、水沢町、西本町、本郷町、二葉町、新和町、若松町、住吉町、西条町、協和町、倉敷町、星の宮町、つつじが丘、あかね町、本郷、並槻、半山、羽黒、野中、飯角、関沢、長橋、八田、寅田、小舟戸、船戸、柴橋、草野、新館、西川内、東川内、鷹ノ巣、弥彦岡、塩津、城塚、赤川、清水、大塚、江上、加賀新、久保田、舘ノ越、中条、西条、小牧台	
築地駐在所	胎内市築地	胎内市のうち築地新、築地、下高田、山王、中村浜、笹口浜、松波、高畑、宮瀬、中倉、高橋、苔実、竹島、宮川、	

			新潟市中央区のうち上沼(旧鳥屋野を除く。)、親松の一部(旧太右エ門新田)、亀田早通、久蔵興野、湖南、鐘木、太右エ門新田、高美町、俵柳、鍋湯新田
横越駐在所	新潟市江南区横越中央2丁目	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野1・2丁目、うぐいす1・2丁目、小杉1・2・3・4・5丁目、小杉、駒込1・2丁目、駒込、平山、藤山1・2丁目、藤山、横越、 <u>横越上町1・2・3丁目</u> 、横越川根町1・2・3・4・5丁目、横越中央1・2・3・4・5・6・7・8丁目、横越東町1・2丁目	
	(略)		
(略)			
新発田警察署	(略)		
聖籠交番	(略)		

		北成田、堀口、村松浜、平根台
乙駐在所	胎内市菅田	胎内市のうち乙、桃崎浜、小地谷、山屋、古館、菅田、平木田、荒井浜、富岡、大出、江尻、地本、八幡、十二天、高野、土作、横道、伊徳寺、小出、高野村新田
黒川駐在所	胎内市東牧	胎内市のうち黒川、下赤谷、下館、塩沢、蔵王、近江新、東牧、下江端、太田野原、切田
胎内駐在所	胎内市栗木野新田	胎内市のうち大長谷、夏井、須巻、栗木野新田、持倉、黒俣、下荒沢、鋸江、鼓岡、坪穴、熱田坂、宮久、坂井、小長谷
村上警察署	(略)	
	北中駐在所	(略)

村上警察署	(略)	
	北中駐在所	(略)
胎内警察署	署所在地	胎内市のうち東本町、大川町、本町、北本町、西栄町、表町、新栄町、水沢町、西本町、本郷町、二葉町、新和町、若松町、住吉町、西条町、協和町、倉敷町、星の宮町、つつじが丘、あかね町、本郷、並槻、半山、羽黒、野中、飯角、関沢、長橋、八田、寅田、小舟戸、船戸、柴橋、草野、新館、西川内、東川内、鷹ノ巣、弥彦岡、塩津、城塚、赤川、清水、大塚、江上、加賀新、久保田、館ノ越、中条、西条、小牧台
	築地駐在所	胎内市のうち築地新、築地、下高田、山王、中村浜、笹口浜、松波、高畑、宮瀬、中倉、高橋、苔実、竹島、宮川、北成田、堀口、村松浜、平根台
	乙駐在所	胎内市のうち乙、桃崎

(略)			

所	菅田	浜、小地谷、山屋、古館、菅田、平木田、荒井浜、富岡、大出、江尻、地本、八幡、十二天、高野、土作、横道、伊徳寺、小出、高野村新田
黒川駐在所	胎内市東牧	胎内市のうち黒川、下赤谷、下館、塩沢、蔵王、近江新、東牧、下江端、太田野原、切田
胎内駐在所	胎内市栗木野新田	胎内市のうち大長谷、夏井、須巻、栗木野新田、持倉、黒俣、下荒沢、鍬江、鼓岡、坪穴、熱田坂、宮久、坂井、小長谷
(略)		

**附 則**

この規則は、平成29年9月1日から施行する。